

入 札 公 告

下記のとおり条件付一般競争入札（施工体制評価型総合評価落札方式（簡易型））を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年10月1日

宮崎県知事 河野 俊嗣

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和 8年度大規模河第10 -3 -2 - 号耳川福瀬大橋上部工工事
- (2) 事 業 名 大規模特定河川事業
- (3) 路 線（河 川）名 二級河川 耳川水系 耳川
- (4) 工 事 場 所 日向市東郷町山陰乙
- (5) 工 期 全体工期 本契約成立の日から令和12年3月31日まで
（余裕期間：本契約成立の日から令和9年8月20日）
（実工期：令和9年8月21日から令和12年3月31日）
本工事は、契約から工事開始までに余裕期間を設定している工事である（フレックス方式）
- (6) 工 事 概 要 福瀬大橋上部工
橋長：L＝170.0m
幅員：W＝4.0（5.0）m
形式：PC3径間連続ラーメン箱桁橋
架設工法：張出架設工法
- (7) 予 定 価 格 落札者決定後公表
（予定価格に110分の100を乗じて得た価格） （落札者決定後公表）
- (8) 適 用 制 度 低入札価格調査制度
- (9) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事のうち、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価する施工体制評価型総合評価落札方式の工事である。
- (10) 施工体制評価型総合評価落札方式の型式 簡易型
- (11) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。

本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、宮崎県特定建設工事共同企業体取扱要領(平成6年10月1日県土整備部技術企画課定め。以下「特定JV取扱要領」という。)に基づく特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件をすべて満たす共同企業体とする。

(1) 共同企業体の資格要件

- ア 共同企業体の構成員(以下「構成員」という。)の数は、3であること。
 イ 構成員の組合せは、(2)の各構成員の資格要件をそれぞれ満たす組合せであること。
 ウ 各構成員は、本工事の入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。
 エ 共同企業体の結成方法は自主結成であること。
 オ 構成員の出資比率の最小限度は、20%であること。
 カ 共同企業体の代表構成員は、構成員のうち施工能力及び出資比率が最大であること。
 キ 構成員のいずれも経常建設共同企業体でないこと。
 ク 技術移転を目的としているため、第2構成員又は第3構成員は、個別要件Bのアの①、②、③、④、⑤のすべてに該当する受注実績(※1)を有しない者、又は1件の受注実績(※1)を有するが更なる技術移転を希望する者(以下「被技術移転者(※2)」という。)を少なくとも1者含んでいること。
- ※1 受注実績とは、既に完成した実績に加え、現在落札候補者、落札者又は契約(仮契約を含む。)の相手方となっている工事及び現在施工中の工事を含む。
 ※2 被技術移転者については、必ず特定建設工事共同企業体入札参加資格確認書申請時に特定しなければならない。

(2) 構成員の資格要件

入 札 参 加 资 格	共 通 要 件	A 構成員の資格要件	
		ア	県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号)に基づく令和8・9年度の土木一式工事に係る入札参加資格の認定を受け、かつ、等級区分が特A級であること。
		イ	宮崎県が発注する建設工事の施工実績がある者にあつては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。
入 札 参 加 资 格	個 別 要 件	ウ	次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと及び次のa又はbに該当する者でないこと。 受託者の称号又は名称 八千代エンジニアリング(株) 受託者の本店の所在地 東京都台東区浅草橋5-20-8 a 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
		B 代表構成員の資格要件	
		ア	次の事項をすべて満たす工事を元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。)があること。 ① 平成23年度以降に完成した国、都道府県、市町村、民間事業者発注工事であること。 ② 次のいずれかを含む工事であること。 ・道路橋(A活荷重以上) ・鉄道橋(モノレール及び新交通は除く。) ③ プレストレスの導入方式がポストテンション方式であること。 ④ 橋梁形式が、床版橋、I桁橋、T桁橋を除くPC上部工であること。 ⑤ 架設方法が、固定支保工以外の工法であること。 ⑥ 施工場所が九州内であること。
入 札 参 加 资 格	個 別 要 件	イ	次の事項をすべて満たす技術者を、主任技術者又は監理技術者(注1)として専任で配置することができること。 ① 次のいずれかに該当する者であること。 ・一級土木施工管理技士の資格を有する者 ・二級土木施工管理技士(土木)の資格を有する者 ・土木工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 ② 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。 ③ 上記ア(施工場所に係る要件を除く。)を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人の経験(注2)を有する者であること。 ④ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。 ⑤ 宮崎県が総合評価落札方式により発注した他の工事において、次のいずれかに該当しない者であること。 ・監理技術者 ・主任技術者 ・落札者又は落札候補者(落札者とならなかった場合は除く。)となっている工事の配置予定技術者
		ウ	九州内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有していること。

入 札 参 加 资 格	個 別 要 件	C 第2構成員の資格要件	
		ア	次の事項をすべて満たす工事を元請として施工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)があること。 ① 平成23年度以降に完成した国、都道府県、市町村、民間事業者発注工事であること。 ② 次のいずれかを含むPC上部工事であること。 ・道路橋(A活荷重以上) ・鉄道橋(モノレール及び新交通を除く。) ③ 施工場所が宮崎県内であること。
		イ	次の事項をすべて満たす技術者を、主任技術者又は監理技術者(注1)として専任で配置することができること。 ① 次のいずれかの資格を有する者であること。 ・一級土木施工管理技士 ・二級土木施工管理技士(土木)の資格を有する者 ・土木工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 ② 上記ア(施工場所に係る要件を除く。)を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等の経験(注3)を有する者であること。 ③ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。
		ウ	宮崎県内に建設業法第3条第1項に規定する主たる営業所(本店)を有する者であること。
		D 第3構成員の資格要件	
		ア	次の事項をすべて満たす工事を元請として施工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)があること。 ① 平成23年度以降に完成した工事であること。 ② 次のいずれかを含む工事であること。 ・国、都道府県、市町村、民間事業者発注の道路橋(A活荷重以上)又は鉄道橋(モノレール及び新交通を除く。)に係るPC上部工事であること。 ・国、都道府県、市町村発注の道路改良工事であること。(土木一式工事として発注されたものに限る。) ③ 施工場所が宮崎県内であること。
		イ	次の事項をすべて満たす技術者を主任技術者として専任で配置することができること。 ① 次のいずれかの資格を有する者であること。 ・一級土木施工管理技士 ・二級土木施工管理技士(土木)の資格を有する者 ・土木工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 ② 上記ア(施工場所に係る要件を除く。)を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等の経験(注4)を有する者であること。 ③ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。
		ウ	宮崎県内に建設業法第3条第1項に規定する主たる営業所(本店)を有する者であること。
		その他の事項	
		条件付一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式<簡易型・特別簡易型>)公告共通事項書2に示す事項	

注1 下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上となることが予想される場合、あらかじめ監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置すること。

注2 「現場代理人の経験」については、Bイ①の資格を有して以降の経験に限る

注3 「現場代理人等の経験」については、Cイ①の資格を有して以降の経験に限る。

注4 「現場代理人等の経験」については、Dイ①の資格を有して以降の経験に限る。

※ 上記の「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の用語等については、別紙「条件付一般競争入札の「入札公告」における用語等の説明について」をご確認ください。(宮崎県公共事業情報サービス:
https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/denshi_nyusatsu/nyusatsu_yougo.html)

3 契約条項を示す場所及び期間

観 覧 場 所 : 日向土木事務所 (日向市中町2番地14)

観 覧 期 間 : 令和8年10月1日から令和8年12月10日まで

(ただし、宮崎県の休日を定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条に規定する休日(以下、「県の休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。))とする。

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書閲覧及び貸出	令和8年10月1日から 令和8年12月10日まで	宮崎県公共事業情報サービス(※1)で閲覧・ダウンロード可 日向土木事務所で閲覧・貸出 (※2)
質問の受付	令和8年10月1日から 令和8年10月14日17:00まで (令和8年10月30日17:00まで) ※設計図書等に疑問点や不明な点がある場合は、必ず、発注機関へ質問してください。	技術申請書及び共同企業体認定申請に関する質問 ()は、設計図書など上記以外に関する質問 日向土木事務所へ宮崎県電子申請システムで行うこと。 技術申請書及び共同企業体認定申請に関する質問は質問受付期日の翌日の正午までに、(設計図書などに関する質問は入札書受付開始日の前日の正午までに)回答がない場合は、同日の午後3時までに、必ず、電話にて確認をしてください。 (日向土木事務所入札質問受付フォーム) https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/apply-procedure-alias/nyusatu-hyuga0806
回答の閲覧	令和8年10月1日から 令和8年12月10日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示
技術申請書の受付期間	令和8年10月1日から 令和8年10月20日17:00まで	日向土木事務所に送付(郵便書留など配達記録確認ができるものに限る。以下同じ。)又は持参すること。(※3) (送付の場合は、申請受付締切日までの消印があるものに限る。持参の場合は、県の休日を除く午前8時30分から午後5時まで。) 技術提案については電子データも送信すること。
共同企業体認定申請受付期間	令和8年10月1日から 令和8年10月20日17:00まで	日向土木事務所に送付又は持参すること。(※3) (送付の場合は、申請受付締切日までの消印があるものに限る。持参の場合は、県の休日を除く午前8時30分から午後5時まで。)
ヒアリング	令和8年11月12日から 令和8年11月16日まで	場所、日時は技術資料申請受付締切り後に、通知する。
入札書受付期間	令和8年12月9日 7:00から 令和8年12月10日 10:00まで	入札書には工事費内訳書(工事費内訳書取扱要領(平成16年9月24日定め。)に定めるものをいう。以下同じ。)を必ず添付すること。工事内訳書取扱要領の規定に違反した入札は無効となります。
開札日時	令和8年12月10日10:10	日向土木事務所(入札室)
低入札調査資料の提出期限	令和8年12月14日17:00まで	日向土木事務所に持参すること
入札結果の公表(※4)	令和8年12月17日から 令和10年3月31日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示

(※1) 宮崎県公共事業情報サービスアドレス (<https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>)

(※2) 発注機関における受付・閲覧・貸出は、県の休日を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(※3) 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は資格確認のために発注機関の長が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者がした入札は無効とする。

(※4) 「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているの
で、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。

5 総合評価に関する事項

(1) 技術申請書の提出

条件付一般競争入札（施工体制評価型総合評価落札方式＜簡易型・特別簡易型＞）公告共通事項書7により技術申請書を提出すること。

(2) 評価基準

1) 評価基準については、施工体制評価型総合評価落札方式評価基準（簡易型・特別簡易型）を参照すること。

2) 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法

評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法は、表1のとおりとする。

なお、当工事の加算点の満点は20点とする。

3) 施工計画

施工計画において技術提案を求める内容は、次のとおりとする。

評価の視点		評価項目	
施工計画	工事目的物の性能・機能に関する事項	①	主桁全コンクリート（中央径間部、側径間部）及び柱頭部コンクリートのひび割れ抑制を目的とした「コンクリートの配合と品質管理」に関する技術提案
		②	マスコンクリート（柱頭部、端支点横桁部、脚頭部）のひび割れ抑制を目的とした「コンクリートの温度応力ひび割れ抑制」に関する技術提案を求める。ただし、【工事目的物の性能・機能に関する事項】の①の評価項目で提案したものと同一内容の技術提案は認めない。
		③	主桁全コンクリート（中央径間部、側径間部）及び柱頭部コンクリートの密実性の向上を目的とした「コンクリートの締固め」に関する技術提案
		④	主桁全コンクリート（中央径間部、側径間部）及び柱頭部コンクリートの乾燥収縮によるひび割れ抑制を目的とした「コンクリート養生」に関する技術提案
		⑤	プレストレストコンクリートの耐久性の確保を目的とした「PCケーブルの緊張力の管理精度」に関する技術提案
	施工上配慮すべき事項	①	現場内での安全確保を目的とした「作業員と建設機械との接触防止」に関する技術提案
		②	施工中の河川環境保全を目的とした「水質汚濁防止」に関する技術提案
		③	片持架設用移動作業車の転倒・落下防止の安全確保を目的とした「片持架設用移動作業車の安全対策」に関する技術提案
		④	・県道中野原美々津線のカーブ区間に接続する市道山の口・福瀬大橋線との交差点 ・上記交差点から工事用道路出入口までのカーブが連続し見通しが悪い区間 上記それぞれについて、一般車両・歩行者と工事用車両の事故防止を目的とした「第三者に対する施工者側の安全対策」に関する技術提案を求める。
		⑤	現場における施工管理の向上（施工性の向上を含む）を目的とした「インフラ分野のDXの取組」に関する技術提案 ただし、【工事目的物の性能・機能に関する事項】の①から⑤と【施工上配慮すべき事項】の①から④の評価項目で提案したものと同一内容の技術提案は認めない

※「技術提案の評価の考え方」は別紙1、2、3のとおり。

- ・ 技術提案の電子データを日向土木事務所（hyuga-doboku@pref.miyazaki.lg.jp）に電子メール、郵送又は持参すること。
- ・ 必要に応じて図面等の資料を添付すること。資料は、課題ごとにA4又はA3サイズとし、原則、1枚（片面）にまとめること。

4) ヒアリング

- ・ 配置予定技術者と企業に対するヒアリング（直接）及び技術提案の履行の確認に関するヒアリング（直接）を実施する。場所、日時、方法等については技術資料申請書等受付締切り後に通知する。
- ・ 前項の通知がありながらヒアリングを受けなかった者は、当該入札に参加することができない。
- ・ 配置予定技術者の専門技術力を確認するヒアリングは、同種工事・類似工事施工実績調書（別記様式第6－1号）又は入札参加資格該当工事施工実績調書（別記様式第6－5号）で申請している工事について実施する。
- ・ 上記のほか、ヒアリング内容等については、施工体制評価型総合評価落札方式評価基準（簡易型・特別簡易型）を参照すること。

(3) 審査結果の通知

技術提案として提出された提案については、入札受付開始日の前日から起算して3日前までに審査結果を通知する。

(4) 評価内容の担保

技術提案に記載され、評価の対象となった内容については、設計図書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況について検査を行うものとする。なお、受注者の責により施工において技術提案の内容を満足できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。

6 契約後V E方式の実施に関する事項

(1) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書による。

(2) V E提案者への評価

採用されたV E提案については、当該工事に係る工事成績評定において評価対象とする。

7 各会計年度における請負代金の支払い限度額等に関する事項

この工事は債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における請負金額の支払限度額及び出来高予定額割合は次のとおりとする。ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、変更することがある。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計
支払限度額	0%程度	11%程度	44%程度	45%程度	100%
出来高予定額	0%程度	12%程度	48%程度	40%程度	100%

8 契約の締結に関する事項

本工事に係る契約には県議会の議決を要するため、落札者決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立するものとする。ただし、本契約の日までに入札参加資格を満たさなくなったときは、本契約を締結しないものとする。

9 共同企業体の入札参加資格認定書に関する事項

共同企業体の入札参加資格認定申請にあたっては、特定JV取扱要領第10条第2項に規定する書類を提出すること。

10 低入札価格調査

(1) 調査基準価格及び失格基準価格

本工事は、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（平成8年4月1日県土整備部技術企画課定め）（以下「要領」という。）による「調査基準価格」及び「失格基準価格」を設定する工事である。

失格基準価格により失格となる者を除いて、評価値が最も高い者が調査基準価格を下回る価格で入札している場合は、落札決定を保留し、低入札価格調査を実施した上で、落札者又は落札候補者を決定する。

また、調査対象者と本工事を契約する場合、適正な履行を確保するための措置を講じる。（詳細は、別紙「低入札価格調査制度適用工事に関する事項」を参照すること。）

(2) 低入札価格調査における失格判断基準

要領第8条に規定する低入札価格調査における失格判断基準について、同条第1項第1号に規定する「全企業の過去5年間の宮崎県発注工事の成績の平均点（土木一式工事）」は「84.9点」とする。

11 その他の事項

条件付一般競争入札（施工体制評価型総合評価落札方式＜簡易型・特別簡易型＞）公告共通事項書に示すとおりとする。

なお、一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加し、その者が落札候補者となった場合は、当該複数の者のした入札を入札参加資格確認時等において無効とする。（一定の資本関係又は人的関係の詳細については、条件付一般競争入札（施工体制評価型総合評価落札方式＜簡易型・特別簡易型＞）公告共通事項書2を参照のこと。）

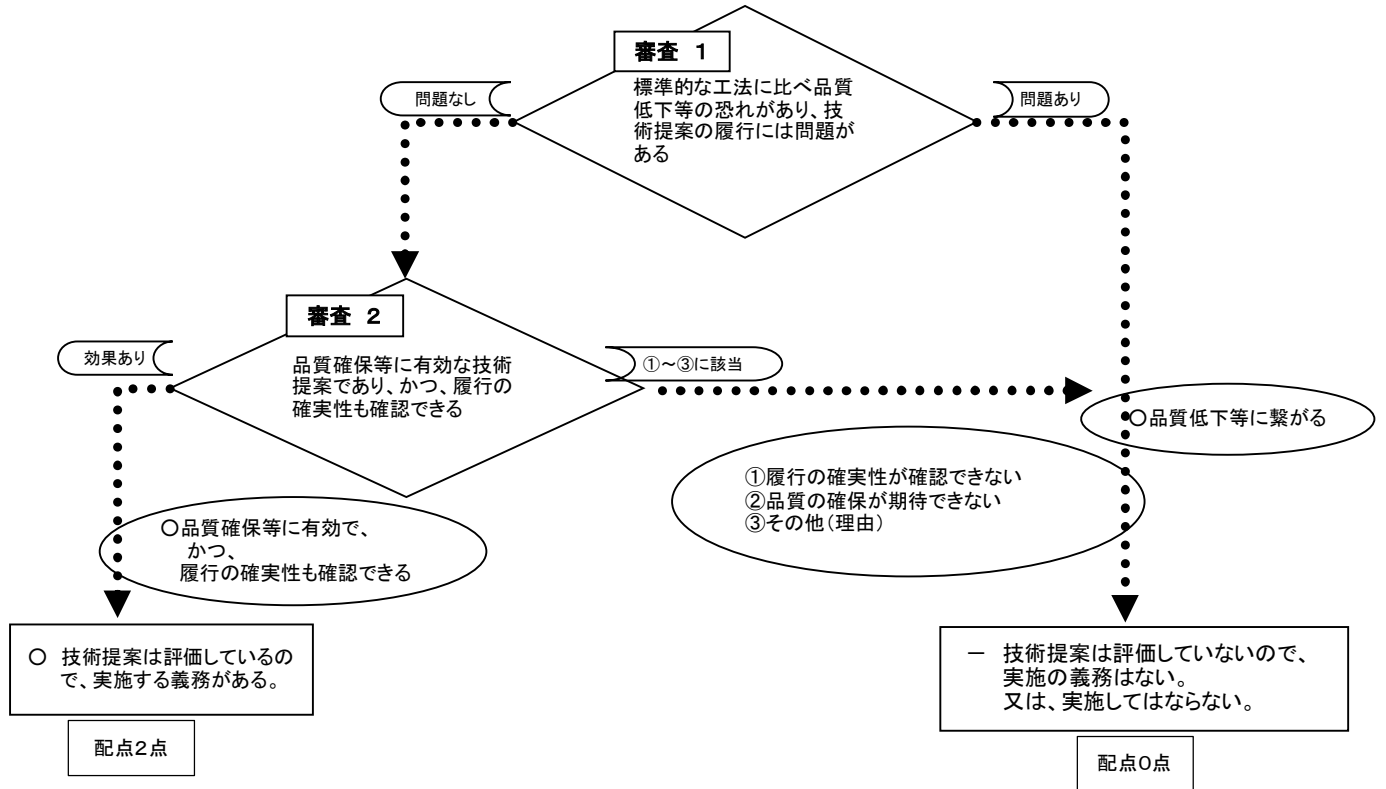
落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約を締結するまでに、発注機関に対し、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

本工事の本契約は、令和9年2月議会議決後の令和9年3月を予定している。

本工事は、余裕期間を設定していることから、技術申請書の提出時点において配置予定技術者等に手持工事がある場合、手持工事に係る契約工期の終期は、本工事に係る実工期の始期の前日（令和9年8月20日）までであることを要件とする。

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回る場合、工事費内訳書取扱要領に基づいて理由書の提出を求める。提出期限日までに理由書の提出がない場合又は理由書の確認のために発注機関が行う指示に従わない場合は、当該者のした入札を無効とする。

本契約については、令和8年度中の前払金の支払いを請求することができないものとする。



<評価区分及び評価内容>

評価区分	評価内容	評価しない提案の考え方
○	<技術提案は評価するので、実施の義務がある> 履行の確実性の確認及び品質の確保が期待できる提案	
—	<技術提案は評価しないので、実施の義務はない> <技術提案は不採用のため実施できないものとする> ①～③に該当する提案 ①履行の確実性が確認できない提案 ②品質の確保が期待できない提案 ③その他	●現地の状況等により履行の確実性が確認できない提案 ●仕様書、現地の条件(環境基準等)を逸脱する提案等 ●履行にあたり、受発注者協議(数量、規模、施工位置等)が必要になる提案等

※ 複数の組合せがある技術提案の評価の考え方

- ・ 評価項目の内容が「A及びBの○○を目的としたCとDに関する技術提案を求める」など複数の組合せに対し、(例1)一つでも提案の記載がない場合、又は(例2)技術提案は記載されているが、一つでも評価しない提案がある場合、その技術提案は0点とする。

(例1)一つでも提案の記載がない場合 表示)

対象 \ 技術提案	C		D		配点
	提案	評価	提案	評価	
A	有	○	有	○	0点
B	無		有	○	

(例2)技術提案は記載されているが、一つでも評価しない提案がある場合 (表示)

対象 \ 技術提案	C		D		配点
	提案	評価	提案	評価	
A	有	—	有	○	0点
B	有	○	有	○	

※ 詳細は、別紙2に示す。

【工事目的物の性能・機能に関する事項】

	対象		技術提案	
			C	D
①	A	主桁全コンクリート（中央径間部、側径間部）	コンクリートの配合	コンクリートの品質管理
	B	柱頭部コンクリート	コンクリートの配合	コンクリートの品質管理
②	A	マスコンクリート（柱頭部、端支点横桁部、脚頭部）	コンクリートの温度応力ひび割れ抑制	
	B			
③	A	主桁全コンクリート（中央径間部、側径間部）	コンクリートの締固め	
	B	柱頭部コンクリート	コンクリートの締固め	
④	A	主桁全コンクリート（中央径間部、側径間部）	コンクリートの養生	
	B	柱頭部コンクリート	コンクリートの養生	
⑤	A	P C ケーブル	緊張力の管理精度	
	B			

【施工上配慮すべき事項】

	対象		技術提案	
			C	D
①	A	現場内	作業員と建設機械との接触防止	
	B			
②	A	施工中の河川環境保全	水質汚濁防止対策	
	B			
③	A	片持架設用移動作業車	転倒・落下防止対策	
	B			
④	A	県道と市道との交差点	第3者に対する施工者側の安全対策	
	B	県道と市道との交差点から現場出入口までの区間	第3者に対する施工者側の安全対策	
⑤	A	施工管理または施工性	DXの取組	
	B			

施工上配慮すべき事項④「第三者に対する施工者側の安全対策」に該当しない具体的な提案例

評価区分	評価内容	具体的な提案例(参考であり、個別案件ごとに評価する)
—	<技術提案は評価しないので、実施の義務はない> ○人員不足のためであり、第三者の安全確保の向上に結び付かないもの <提案例> ①	① AI交通誘導システム

施工上配慮すべき事項⑤「インフラ分野のDXの取組」に該当しない具体的な提案例

評価区分	評価内容	具体的な提案例(参考であり、個別案件ごとに評価する)
—	<技術提案は評価しない。特記仕様書にしたがって実施するもの> ○特記仕様書に記載されている内容の提案 <提案例> ①、②、③、④	① 情報共有システム ② 電子納品 ③ ICT活用工事(ICT活用工事実施要領(R8.3.19)に基づき行うもの) ④ 遠隔臨場
—	<技術提案は評価しないので、実施の義務はない> ○施工管理の向上または施工性の向上に結びつかないもの <提案例> ①、②、③	① CCUSの入退場管理のために用いる顔認証システム ② 状況写真を撮影するために用いるドローン ③ 現場内の盗難防止を目的とした現場監視カメラ

表1 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法

1 評価項目ごとの評価基準及び配点

評価の視点	評価項目	評価基準	地域要件	
			県内・県外	
			ウェイト	配点
施工計画に係る技術提案	工事目的物の性能・機能に関する事項	配点 × (技術提案の得点 ÷ (技術提案数 × 2点))	40	20
	社会的要請に関する事項			
	施工上配慮すべき事項	配点 × (技術提案の得点 ÷ (技術提案数 × 2点))		20
	その他の事項			
企業の技術力	施工実績 ※1 ＜過去15年間の同種工事(国、県)の施工実績＞	配点× $\frac{\text{実績件数}}{3 \text{ 件(満点件数)}}$ 実績件数≤3件 (3件以上は満点)	38	12
	国又は県工事成績 ※2 ＜過去10年間の県工事成績(同一業種)の平均点＞	配点 × $\frac{(\text{工事成績点}-65\text{点})}{(83\text{点}-65\text{点})}$ ・83点以上は満点 ・65点未満及び工事成績点のない者は0点		26
	受注状況 ＜環境森林部、農政水産部、県土整備部＞			
(オープン企業の取組目)	評価の対象外			
	評価の対象外			
	不履行のペナルティ ※3	当該年度又はその前年度において、「若手技術者育成の取組」の項目の評価を受け受注したが、不履行があった。		-2
		当該年度又はその前年度において、「建設キャリアアップシステム(CCUS)の取組」の項目の評価を受け受注したが、不履行があった。 当該年度又はその前年度において、「技能者等育成の取組」の項目の評価を受け受注したが、不履行があった。		-2 -2
企業の地域社会貢献度	地域精進度 ※4	宮崎県内に本店、支店又は営業所がある。 上記に該当しない	27	5 0
	地域貢献・災害時の協力体制	異常気象時における県管理公共土木施設の知事との防災協定に基づく協力体制(広域応援)にある。		10
		異常気象時における県管理公共土木施設の知事との防災協定に基づく協力体制(支部内応援)にある。		8
		知事との防災協定に加入している。		4
		上記に該当しない		0
	公共土木施設保全への取組	宮崎県内で地域総合メンテナンス業務、道路パトロール又は緊急施行工事(港湾関係は除く)の実績がある。		8
		— //		
	環境保全対策への取組	上記に該当しない		0
		ISO14001又はエコアクション21を取得している		2
		上記に該当しない		0
雇用者の状況 ※5 ＜新規学卒者、障がい者、消防団員＞	該当する者を2名以上雇用している(又は、指定学科卒業の新規学卒者を1名以上雇用している)	2		
	該当する者を1名雇用している	1		
	上記に該当しない	0		
配置予定技術者の能力	施工経験 ※6 ＜過去15年間の主任(監理)技術者等の同種工事(国、県)の施工経験＞	配点 × $\frac{\text{経験件数}}{2 \text{ 件(満点件数)}}$ 経験件数 ≤ 2件 (2件以上は満点)	32	10
	工事成績 ※7 ＜過去10年間の同一業種の工事成績(国・県)の最高点＞	配点 × $\frac{(\text{工事成績点}-65\text{点})}{(83\text{点}-65\text{点})}$ ・83点以上は満点 ・65点未満及び工事成績点のない者は0点		10
	橋梁専門資格の保有	プレストレストコンクリート技士の有資格者である(1年以上の継続雇用)		2
		上記に該当しない		0
	専門技術力、工事の理解度・取組姿勢	ヒアリング		10
減点項目	入札参加資格取消し 入札参加資格停止	入札参加資格取消し	-6	
		入札参加資格停止(3か月以上)	-5	
		入札参加資格停止(1か月以上3か月未満)	-4	
		入札参加資格停止(1か月未満)	-3	
		上記に該当しない	0	
得点(満点)			137	

2 総合評価の方法及び同種工事の設定

○評価値の算出

(1)加算点の算出 加算点 = 20点(加算点(満点)) × 評価項目ごとの得点の合計値 ÷ 137 (得点(満点))

(2)評価値の算出 評価値 = 技術評価点 ÷ 入札額 = (基礎点(90点) + 施工体制評価点(10点)[※] + 加算点) ÷ 入札額

※ 施工体制評価点(10点)については、調査基準価格以上の入札者に加算する。

○同種工事等の設定

	同種工事の名称	同種工事の番号	備考
同種工事	PC橋梁上部工事(ボステン箱桁橋・張出し架設)	—	詳細を表2に記載

- ※1は代表構成員と第2構成員の同種工事における実績の合計とする。
- ※2は代表構成員と第2構成員の評価値(小数点以下第2位を四捨五入する)の平均とする。
県工事成績点がない場合は、国土交通省九州地方整備局発注工事(土木一式(港湾工事を除く))の工事成績点を評価の対象とする。
- ※3は代表構成員、第2構成員及び第3構成員の中で、最も大きい減点を採用する。
- ※4は代表構成員を評価の対象とする。
- ※5は障がい者の法定雇用の義務がある場合は、障がい者を法定数以上雇用している場合を1名とみなす。
- ※6は代表構成員と第2構成員の配置予定技術者の同種工事における実績の合計とする。
- ※7は代表構成員と第2構成員の配置予定技術者の評価値(小数点以下第2位を四捨五入する)の平均とする。
- ※1、※2、※3、※4、※6及び※7以外の項目については、いずれかの構成員の実績とする。

表2 同種工事の詳細

同種工事の名称	PC橋梁上部工事 (ポステン箱桁橋:張出し架設)	同種工事の番号	—
＜同種工事の定義＞ 「PC橋梁上部工事(ポステン箱桁橋:張出し架設)」とは、①～⑧の全てを満たす工事とする。 ①国又は都道府県が発注した工事 ②九州内で施工した工事(配置予定技術者は除く) ③当初契約額又は最終契約額が1,000万円以上の工事 ④道路橋(A活荷重以上)又は鉄道橋(モノレール及び新交通を除く)であること。 ⑤プレストレスの導入方式がポストテンション方式であること。 ⑥橋梁形式が、床版橋、I桁橋、T桁橋を除くPC連続橋であること。 ⑦最大支間長が、70m以上であること。 ⑧架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。			
1. 国又は都道府県に該当する発注者 国 :国土交通省、農林水産省など 都道府県 :知事部局、教育庁、警察本部、企業局など (該当しない発注者) 各高速道路株式会社(日本道路公団も含む)、県道路公社、市町村、森林整備センター(森林農地整備センター、緑資源機構、緑資源公団も含む) など 2. 「PC橋梁上部工事(ポステン箱桁橋:張出し架設)」とは、道路法上の道路又は一般車両を通過させるための道路における橋梁上部工を築造する工事をいい、対象とする道路は、国道、県道、臨港道路(港湾管理者が設置する通路を含む)、市町村道、農道、林道及び都市公園内の園路とする。 (注)ア. 道路管理者以外が発注した工事も対象とする。 イ. 災害復旧工事などの道路事業以外の事業も対象とする。 「PC橋梁上部工事(ポステン箱桁橋:張出し架設)」に該当する橋梁形式 ○連続ポステン箱桁橋 など 「PC橋梁上部工事(ポステン箱桁橋:張出し架設)」に該当しない橋梁形式 ○プレテンション方式I・T桁橋 ○ポストテンション方式の床版橋、I・T桁(セグメント桁、現場打ち桁) ○単純ポステン箱桁橋 など			

(別紙)

低入札価格調査制度適用工事に関する事項

本工事は、低入札価格調査制度を適用する工事であり、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（以下「要領」という。）の規定に基づき、以下のとおり取り扱うものとする。

- 1 低入札価格調査を必要とする基準として調査基準価格を設定している。（要領第2条）
- 2 調査基準価格を下回る価格の場合に、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断される基準として失格基準価格を設定している。（要領第3条）
- 3 開札の結果、失格基準価格により失格となる者を除いて、評価値が最も高い者（以下「最高評価値者」という。）が調査基準価格を下回る価格で入札（以下「低価格入札」という。）している場合は、落札決定を保留する。（要領第5条）
- 4 低価格入札を行った者（以下「調査対象者」という。）は、低入札価格調査に協力すること。（要領第7条）
- 5 調査対象者は、最高評価値者であっても落札者等とならない場合がある。（要領第7条）
- 6 調査対象者と契約する場合、以下の措置を講じる。（要領第13条）
 - (1) 対象工事に配置される主任技術者又は監理技術者とは別に、技術者^注を1名現場（工場製作の過程を含む工事では、工場製作期間を含む。）に専任で追加配置（以下「追加配置技術者」という。）することを要し、対象工事に配置される技術者と現場代理人との兼務を認めない。ただし、特定建設工事共同企業体の場合においては、代表構成員に必要な入札参加要件を満たす追加配置技術者を代表構成員が配置するものとする。
 - (2) 工事現場における施工体制点検の点検要領（平成13年4月13日技術企画課定め）による重点調査の対象とする。
 - (3) 土木工事施工管理の統一事項（平成22年7月県土整備部定め）による重点監督の対象とする。
 - (4) 低入札価格調査書類に基づく工事履行の義務を有するものとし、対象工事契約後に正当な理由に基づく低入札価格調査書類に記載された事項を変更する必要性が生じた場合、速やかに発注機関に報告しなければならない。
- 7 調査対象者と契約する場合、工事完成後の確認調査を実施する。（要領第14条）

注) ここでいう技術者とは、入札公告で定める配置予定技術者に関する事項を満たす者を示す。